

たじみのネット 「利用規程」 第 1 版

目次

第1章 総則

第2章 たじみのネットの利用

第3章 ID番号、パスワードなど

第4章 たじみのネット参加費用

第5章 機能の削除

第6章 その他

附則

改定履歴

版数	日付	内容
第1版	2022年5月1日	初版発行

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、岐阜県立多治見病院（以下「当院」という。）が運用する地域医療連携システム（以下「たじみのネット」という。）の利用について必要な事項を定め、患者の診療情報を適正に利用することを目的とする。

2 たじみのネットでは、患者のプライバシー保護を厳重に図りながら、診療に必要な情報をたじみのネットに参加する医療機関・歯科診療所等（以下「参加施設」という。）で共有するものとする。

(所管する委員会)

第2条 たじみのネットの安全かつ効率的な運用及び適正な管理についての審議は、岐阜県立多治見病院地域医療連携推進委員会（以下「委員会」という。）において行う。

(統括責任者)

第3条 たじみのネットを統括し、参加施設の利用を許可、制限するために統括責任者を置く。

2 たじみのネットの統括責任者は、岐阜県立多治見病院院長（以下「病院長」という。）とする。

3 統括責任者は、第1項に規定する制限又は禁止の措置を行うに当たっては、委員会の意見を聞くものとする。ただし、緊急を要する等の理由で委員会の意見を聞くことが出来ない場合は、事後において委員会に報告するものとする。

(システム管理者)

第4条 たじみのネットの安全かつ適正な管理を行うため、当院にシステム管理者を設置する。

2 システム管理者は、岐阜県立多治見病院医療連携・診療支援課長をもって充てる。

(利用申請)

第5条 たじみのネットの利用を希望する参加施設は、利用の許諾を受けるために利用申請書兼誓約書を病院長に提出しなければならない。

2 システム管理者は、前項の申請書を受領した参加施設についてセキュリティの安全を確認し、参加施設の端末への接続作業を実施する。

(参加施設の管理責務)

第6条 参加施設の責任者は、たじみのネットの管理責任を負うものとする。また、利用にあたってはたじみのネット担当者を任命し、安全かつ適切な管理・運用に努めなければならない。

(参加施設の責任者)

第7条 参加施設の責任者とは、参加施設の代表者を指す。

(参加施設の責任者の責務)

第8条 参加施設の責任者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) たじみのネット担当者を通じ、たじみのネットの適切な管理、利用者情報の変更やそれらの登録・抹消に関して遅滞なく病院長に報告しなければならない。
- (2) 参加施設の責任者とたじみのネット担当者は兼務できるものとし、たじみのネットの安全かつ適切な管理・運用に努めなければならない。
- (3) たじみのネットがインストールされている端末の紛失、盗難時等は、速やかに病院長宛てに書面にて報告を行わなければならない。

(利用者)

第 9 条 参加施設の責任者は、たじみのネットを利用する従事者（以下「利用者」という。）を病院長に申請し、ID 番号及びパスワードの付与を受けなければならない。

- 2 参加施設の責任者は、利用者にとじみのネットの安全かつ適切な利用のための教育を行い、ID 番号及びパスワードの管理を適切に行うように監督指導しなければならない。

(利用者の責務)

第 10 条 利用者がたじみのネットを利用する際には、本規程のほか、個人情報の保護に関する法律、個人情報保護条例及びその他の法令を遵守しなければならない。

- 2 利用者は、原則として、BYOD（私的デバイスの利用）をしてはならない。
- 3 利用者は、閲覧した情報の記録が当システム上に記録され、統括責任者により確認されることを予め了承するものとする。

(閲覧範囲等)

第 11 条 参加施設は、患者登録依頼書を提出し、統括責任者が許可した場合に患者の診療情報を閲覧することができるものとする。

- 2 患者の診療情報の閲覧範囲については、委員会において定める。
- 3 公開される診療情報は、原則令和 4 年 5 月 1 日以降のものとする。
- 4 参加施設は、次の場合に患者の診療情報が閲覧できなくなる。
 - (1) 患者から統括責任者に対して、たじみのネットの利用について不同意の申し出があったとき
 - (2) その他統括責任者が診療情報の閲覧を禁止する必要があると判断したとき。

(患者の同意)

第 12 条 患者の診療情報をたじみのネットで利用することの同意を得る方法は、院内掲示等による包括同意とする。

- 2 患者から統括責任者に対してたじみのネットの利用について不同意の申し出があった場合、統括責任者は、速やかにたじみのネットの登録を削除する。

(プライバシー保護対策)

第 13 条 参加施設の責任者は、たじみのネットを利用する端末にウィルス対策ソフトウェアを導入するものとする。また、その維持管理については参加施設において責任をもって実施する。

- 2 システムに接続できる端末で盗難の恐れのある端末（ノート PC 等）は、鍵のかかる保管庫に保管

するなど、盗難防止に努めること。

- 3 覗き込みや成りすましによる使用を防ぐため、パスワード付きスクリーンロック又は自動ログオフ機能を設定すること。
- 4 端末の使用に際しては、画面を人通りの多い側に向けない、窃視防止フィルムを貼るなどの窃視防止に努めること。
- 5 端末は施設内の決められた場所で使用し、外部に持ち出して使用しないこと。
- 6 端末を紛失した場合は、その旨を速やかに病院長に書面により報告すること。

(たじみのネット利用に当たっての禁止事項)

第 14 条 参加施設の責任者及び利用者は、たじみのネットの利用にあたり、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) たじみのネットを通じて取り扱われる患者情報、診療情報及びその他の情報を不正に利用する行為
- (2) たじみのネットを通じて取り扱われる患者情報、診療情報及びその他の情報を改竄する行為
- (3) たじみのネットを通じて取り扱われる患者情報、診療情報及びその他の情報を漏洩させる行為
- (4) 他の利用者になりすましてたじみのネットを利用する行為
- (5) 有害なコンピュータープログラム等を送信又は書き込む行為
- (6) 本人の同意を得ることなく又は詐欺的な手段により患者情報、診療情報及び第三者又は当院の個人情報収集する行為
- (7) たじみのネットの利用又は提供を妨げる行為
- (8) 第三者又は当院の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
- (9) 法令又は公序良俗に反する行為
- (10) たじみのネットを利用した営業活動その他営利を目的とする行為
- (11) 第三者にたじみのネットを利用させる行為
- (12) 本規程に定める目的以外にその情報を利用する行為
- (13) 診療及び説明を目的としない閲覧、撮影、複製、公開並びに利用者以外への提供等をする行為
- (14) W i n n y その他 P 2 P ファイル交換ソフト等をインストールする行為
- (15) 第三者又は当院の財産、名誉及びプライバシー等を侵害する行為
- (16) 当院の信用を傷つけ又は損害を与える行為
- (17) その他、当院が不適切と判断した行為

(責任分界点)

第 15 条 参加施設の故意、重過失及び過失によって、個人情報に係る当該患者個人の権利・利益が侵害されたことが明白な場合には、当該参加施設はそれによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

第 2 章 たじみのネットの利用

(利用時間)

第 16 条 たじみのネットの利用は、常時可能とする。

- 2 定期的な保守点検及び事前に予定された修理を行う場合は、たじみのネット上の新着情報で事前に利用者に対し通知をしたうえで運用を停止する。ただし、緊急に必要となった保守点検及び修理を行う際は、予告なく運用を停止する場合がある。

(機能等の変更等)

第 17 条 たじみのネットの機能は、当院が必要と認めた場合に適宜変更することができるものとする。

ただし、サービス内容の変更を行った場合は、たじみのネットの新着情報等を通じて変更した旨を利用者へ周知するものとする。

- 2 たじみのネットの良好な運用を維持するために必要な場合には、たじみのネットの機能又は利用時間の変更又は停止を行うものとする。

(サービスの一時停止)

第 18 条 統括責任者は、次のいずれかが起こった場合に、利用者へ事前に通知することなく、一時的にたじみのネットのサービスを停止することができるものとする。

- (1) システムの保守を緊急に行う必要がある場合
- (2) 停電等により、たじみのネットシステムの維持及びサービスの提供ができなくなった場合
- (3) 災害又は不慮の事故により運用が不可能になった場合
- (4) 運用面又は技術面の問題により一時的な停止が必要となった場合

- 2 前項により利用者に損害が発生した場合、当院はいかなる責任も負わない。

第 3 章 ID 番号、パスワードなど

(ID 番号等の管理等)

第 19 条 参加施設の責任者及び利用者は、たじみのネットの ID 番号・パスワードの管理に関して、次の内容を遵守しなければならない。

- (1) ID 番号及びパスワードを適切に管理するとともに、本人以外に利用させてはならない。
- (2) セキュリティ保持のため、利用者は最終パスワード変更時から 60 日以内にパスワードを変更しなければならない。変更されない場合又は一定期間利用がない場合は、ID 番号を無効とする。
- (3) 前号により ID 番号が無効となった場合は、統括責任者へ申し出ること。再度利用許諾を得た場合、利用再開を行うものとする。
- (4) 参加施設の長は、利用者が退職などの理由により本規程の利用者に該当しなくなった場合、速やかに ID 番号等の取り消しを申請しなければならない。
- (5) 利用者は ID 番号及びパスワードの紛失又は盗難等、外部へ漏えいした恐れがある場合、速やかに参加施設の責任者及び病院長へ届けなければならない。
- (6) 参加施設としてたじみのネットの利用を中止する場合は、当院が参加施設の端末からアプリ及び証明書を削除する。

(利用者資格等 (ID 番号等) の取り消し)

第 20 条 利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、ID 番号等を取り消すものとする。

- (1) 本規程の利用者に該当しなくなったとき
- (2) 医療関係法令、個人情報保護法令の各条項等に違反したとき
- (3) たじみのネット上の診療情報の取り扱いが不適切であり、かつ、当院からの指導又は警告にもかかわらず改善が認められないとき

第 4 章 たじみのネット参加費用

(参加費用)

第 21 条 参加施設は、参加費用並びに当院がたじみのネットの運営及び維持をするために必要な経費の負担をしないものとする。

第 5 章 機能の削除

(通信内容の削除)

第 22 条 たじみのネットを利用した通信内容について、次の各号に該当する場合は、当院が判断し、その内容を削除するものとする。

- (1) 通信内容に利用者相互の信頼関係を失墜させるおそれがある場合
- (2) 法令等の条項に違反した情報がある場合

第 6 章 その他

(利用規程の改廃)

第 23 条 本規程を改正又は廃止しようとする時は、委員会の承認を得なければならない。また、本規程の内容を改定又は廃止した場合は、変更した旨を利用者に周知するものとする。

(事務局)

第 24 条 この規程に定める事務手続き等については、岐阜県立多治見病院医療連携・診療支援課においてその処理を行うものとする。

(その他必要事項)

第 25 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項並びに違反行為については、委員会が別に定め、審議する。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。